平成２８年（フ）第１１１号
香川県坂出市八幡町２丁目４番６号　北浜アパート２Ｆ７号
債務者　佐々木ひろみ（旧姓神田）
1　決定年月日時　平成28年11月28日午前９時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２８年（フ）第１６５９号
福岡市博多区博多駅南５丁目26番13号
債務者　井久保良治
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１６６５号
福岡県春日市下白水南５丁目47番地　アルティー下白水101号
債務者　門田比都美
1　決定年月日時　平成28年11月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１７３５号
福岡市博多区祇園町８番13号
債務者　寺内万美子
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１７４４号
福岡市西区姪の浜３丁目46番17号
債務者　岸野　理沙（旧姓加賀谷）
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第４２１号
熊本市東区錦ケ丘27番８号　エッグマンション103号
債務者　伊藤由香理（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成28年11月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第６３号
秋田県大館市字観音堂722番地１コーポ大文字203号
債務者　今井　洋一
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２８年（フ）第１７１号
茨城県牛久市南４丁目22番地14
債務者　大川　政代
1　決定年月日時　平成28年11月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第１７２号
茨城県牛久市南４丁目22番地14
債務者　大川　成樹
1　決定年月日時　平成28年11月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第３１１号
山梨県甲府市屋形１丁目４番25号　コーポ屋形202
債務者　竹上　　文
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３３８号
大分県別府市大字北石垣887番地　畑田荘201号
債務者　油布　知子
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第４７号
岐阜県高山市神田町１丁目71番地10
債務者　網谷　和也
1　決定年月日時　平成28年11月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２８年（フ）第１６１５号
愛知県愛知郡東郷町大字春木字音貝43番地47　グローリアス和合西401号
債務者　荒井　昌臣
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１６２４号
愛知県清須市朝日弥生50番地　第２弥生マンション401
債務者　久保亜由香（旧姓辻）
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１６９８号
愛知県瀬戸市東山町１丁目173番地の２
債務者　大竹　洋平
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１７３４号
名古屋市天白区植田西３丁目1006番地　豊栄ハイツ301号
債務者　古田　幸久
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１７５３号
愛知県瀬戸市福元町154番地　スカイラークヒルズ　Ｂ―101
債務者　田辺ふさ江
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部